

令和6年度

第31回 定期総会資料

日時 令和6年5月11日(土) 11:00~
場所 くまもと森都心プラザ 6階会議室A



全国重症心身障害児(者)を守る会

九州・沖縄ブロック 国立施設部会

守る会の三原則

- 一 決して争ってはいけない 争いの中に弱いものの生きる場はない
- 一 親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加するものは党派を超えること
- 一 最も弱いものをひとりももれなく守る

親の憲章（親の心得）

（生き方）

- 重症児をはじめ、弱い人びとをみんなで守りましょう。
- 限りなき愛をもちつづけ、ともに生きましょう。
- 障害のある子どもをかくすことなく、わずかな成長をもよろこび、親自身の心を見がき、健康で豊かな明るい人生をおくりましょう。

（親のつとめ）

- 親が健康で若いときは、子どもとともに障害を克服し、親子の愛のきずなを深めましょう。
- わが子の心配だけでなく、病弱や高齢になった親には暖かい思いやりをもち、励まし合う親となりましょう。
- この子の兄弟姉妹には、親がこの子のいのちを尊しとして育てた生き方を誇りとして生きるようにしましょう。

（施設や地域社会とのつながり）

- 施設は子どもの人生を豊かにするために存在するものです。施設の職員や地域社会の人々とは、互いに立場を尊重し手を取り合って子どもを守りましょう。
- もの言えぬ子どもに代って、正しい意見の言える親になりましょう。

（親の運動）

- 親もボランティア精神を忘れず、子どもに代って奉仕する心と行動を起こしましょう。そして、だれでも住みよい社会を作るよう努力しましょう。
- 親の運動に積極的に参加しましょう。親の運動は主義や党派に左右されず、純粋に子どもの生命の尊さを守っていきましょう。

第18回全国重症心身障害児（者）を守る全国大会（昭和56年6月13日）採択

社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会

令和6年度 活動方針(案)

令和6年を迎え、年初より地震災害が発生しました。石川県の重症児者は施設入所されている方が多く、守る会本部の調査において施設入所者は幸いにも全員無事との報告がありました。被災された方々の一刻も早い現状復帰を願うとともに、被災によりお亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈りいたします。

さて、近年全国的に役員の高齢化などにより次の担い手がいないため、家族会の解散等による会員の減少が進んでおり、これはどの施設においても見られる傾向にあります。コロナ禍で活動が限られていたことと親の高齢化により、親の会活動の原点である基本理念が、次の世代に繋がっていないことが大きな要因ではないでしょうか。感染症が収まりつつある現状を前向きにとらえ、まずは会員の現状維持を目標にそれぞれの施設で行動していただきたいと思えます。

活動方針

- ① 守る会本部、九州・沖縄ブロックからの情報や活動内容などの迅速な情報発信に努めてまいります。
- ② 組織体制の強化を図るため、引き続き会員減少対策として、それぞれの施設で会員拡大に向け活動を展開してまいります。
- ③ 保護者の高齢化対策として、各施設における親から兄弟姉妹への引継ぎ強化を推進するとともに、保護者会の安定的な活動が推進できるようにしてまいります。
- ④ 各国立施設の連携を密にしていくため、役員会を開催するとともに、情報の共有と活動の継続に努めてまいります。
- ⑤ 「守る会」創立60周年記念大会へ積極的に参加いたします。
○期 日 令和6年9月28日(土)～29日(日)
○場 所 グランドニッコー東京 台場
- ⑥ 「守る会」九州・沖縄ブロック研修会へ積極的に参加いたします。
○期 日 令和6年11月(日程5月に確定)
○場 所 佐賀県佐賀市(場所5月に確定)

令和6年度 行事計画 (案)

月	国立施設部会行事	九州・沖縄ブロック行事	本部行事
4	7 会計監査	11 会計監査 (福岡・クローバープラザ) 11 第1回四役会 (福岡・クローバープラザ)	27 第1回運動推進委員会
5	11 定期総会	11 第1回役員会・各部会総会 (熊本・くまもと森都心プラザ)	
6		23 第2回四役会 (福岡・クローバープラザ)	13 第2回運動推進委員会 29 第1回全国支部長会議
7			27 新任支部長・会員研修会
8		25 第3回四役会 (福岡・クローバープラザ)	
9			27 第3回運動推進委員会 28,29 全国重症心身障碍児 (者)を守る会 創立60周年記念大会 (グランドニッコー東京台場)
10	15,16 第1回役員会	27 第1回運営委員会 (熊本)	
11		8 佐賀県支部研修会 (肥前精神医療センター)	23 専門部会長会議 第4回運動推進委員会
12			
1			25 第5回運動推進委員会
2		9 第4回四役会 (福岡・クローバープラザ)	
3		9 第2回運営委員会 (熊本)	8 第6回運動推進委員会 29 第2回全国支部長会議

※九州・沖縄ブロック大会

令和6年度 佐賀県(研修会)、令和7年度 長崎県、令和9年度 宮崎県(ブロック大会:隔年開催)

※全国大会

令和6年度 創立60周年記念大会(東京都)、令和7年度 北海道(札幌市)

令和6年度 役員名簿

役職名	氏名	所属	備考
部会長	和多 正景	福岡病院	再任
副部会長	宇都宮 伯夫	西別府病院	再任
副部会長	工藤 洋三	宮崎病院	再任
事務局長	濱村 日登美	大牟田病院	再任
理事	青木 昭一	福岡東医療センター	再任
理事	野村 由美子	長崎病院	再任
理事	岩瀬 誠	肥前精神医療センター	再任
理事	飯法師 なるみ	熊本再春医療センター	再任
理事	水竹 力	東佐賀病院	再任
監査	山下 賢一	長崎病院	再任
監査	平山 弘子	大牟田病院	再任

「全国重症心身障害児(者)を守る会」 九州・沖縄ブロック国立施設部会規約

- 第1条 (名 称)
この会は、全国重症心身障害児(者)を守る会九州・沖縄ブロック国立施設部会(以下「この会」という。)と称する。
- 第2条 (構 成)
この会は、九州・沖縄ブロック、独立行政法人国立病院機構重症心身障害児(者)病棟父母の会を単位として、この会の規約に賛同する父母の会で構成する。
- 第3条 (目 的)
この会は、九州・沖縄ブロック、独立行政法人国立病院機構重症心身障害児(者)病棟入所児(者)の療育訓練、療育生活の向上を図ると共に、広く社会福祉に貢献することを目的として、次の各号の事業を行う。
1) 重症心身障害児(者)の療育生活向上のための研究・調査活動に努めます。
2) 重症心身障害児(者)に対する社会の理解を深める啓発活動に努めます。
3) 各病棟父母の会との親睦を深めるため、交流を深める。
4) その他、この会の目的達成の為に必要な事業を行う。
- 第4条 (事務局)
この会に、事務局を設け、事務局長宅に置く。
- 第5条 (会 議)
この会に、次の各号の会議を置く。
1) 総 会
2) 理 事 会
3) 役 員 会
- 第6条 (総 会)
総会は、各父母の会2名の代議員制で、毎年5月に開催し、必要ある時は臨時に開催することが出来る。
1) 役員の変更
2) 規約の改正
3) 予算・決算の承認
4) その他運営に関する事項
- 第7条 (理事会)
理事会は、必要に応じて部会長が招集し、総会で決められたこと及び緊急を要する事項を審議する。
- 第8条 (役 員)
この会に、次の各号の役員を置く。
1) 部 会 長 1名
2) 副部会長 2名
3) 事務局長 1名
4) 理 事 若干名
5) 会計監査 2名
- 第9条 (役員を選出)
役員を選出は、次のとおりとする。
1) 部会長、副部会長及び事務局長は、各病棟長で構成する理事会で選出し総会で承認する。
2) 会計監査は、ブロック大会の担当県と、次年度の担当県の担当とし、総会で承認する。

第10条 (役員の仕事)

- 1) 部長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副部長は、部長を補佐し、部長不在の時は代行する。
- 3) 事務局長は、会務を企画し、会計・事務局を掌理する。
- 4) 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。

第11条 (役員の任期)

- 1) 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2) 役員の事故または辞任等により、補欠指名された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 (役員活動費)

- 1) 部長 30,000円
- 2) 副部長 10,000円
- 3) 事務局長 20,000円
- 4) 会計監査 5,000円

第13条 (運営資金)

- 1) 本部会の運営資金は、会員の会費、拠出金、助成金、補助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。
- 2) 特別経費を必要とするときは、臨時に拠出金を徴収することができる。

第14条 (会費及び拠出金)

本部会の会費及び拠出金は、次の通りとする。

1) 会費

本部会の会費は、年額800円とする。

2) 拠出金

本部会の拠出金は、施設単位に徴収する。但し、金額は役員会の承認事項とする。

第15条 (会計年度)

この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条 (規約改正)

この会の規約改正は、総会で出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。

附 則

- 1、この規約は、九州地区国立療養所重症心身障害児(者)病棟父母の会(略称九州協)時代の昭和50年2月9日に施行され、その後昭和57. 59. 62. 63年及び平成2年、5年の改正を経て今日に至ったが、今回重症心身障害児(者)を守る会九州・沖縄ブロック国療部会として移行するにあたり、現規約を基盤に改正し改めて平成5年4月1日に遡及して施行する。
- 2、この規約は、平成9年5月10日から施行する。
- 3、この規約は、平成11年5月9日から施行する。
- 4、この規約は、平成12年5月7日から施行する。
- 5、この規約は、平成13年5月12日から施行する。
- 6、この規約は、平成15年5月12日から施行する。
- 7、この規約は、平成16年5月9日から施行する。
- 8、この規約は、平成17年5月8日から施行する。

- 9、この規約は、平成23年5月8日から施行する。
- 1) 第13条の次に1条を加え第14条を第15条とし、以下1条ずつ繰り下げる。
- 10、この規約は、平成26年5月12日から施行する。
- 「改正内容:第14条(会費及び拠出金)」